



在上海日本国総領事館からのお知らせ

●「在留届」提出のお願い

外国に住居又は居所を定めて3ヶ月以上滞在する場合、旅券法第16条により、その地を管轄する日本大使館、総領事館に在留届を速やかに提出するよう義務づけられています。

また、住所や電話番号に変更が生じた場合は「変更届」を、日本へ帰国する場合または当館管轄外(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省以外)へ転出される方は「帰国・転出届」を、それぞれご提出ください。

※当地公安局で申請する「居留許可」とは異なります。

現地で事件・事故等緊急事態が発生した場合の安全情報等がメールにて受信可能となりますので、下記URLよりご登録をお願い致します。また、ご帰国を含め、上海管轄外(上海市、江蘇省、浙江省、安徽省、江西省以外)に転出される方は、「帰国・転出届」もご提出ください。 ※「在留届」は以下のURLから電子登録できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

●在外選挙の登録

海外でも日本の国政選挙の投票が可能です。登録の条件は、当館に「在留届」が提出済みで、かつ日本での住民票の転出を済ませている満18歳以上の日本国籍者です。登録には通常2～3ヶ月を要するため、お早めに在外選挙人登録の申請を行って下さい。申請は当館窓口で直接お越し頂くか、領事出張サービスをご利用ください。申請書等、詳細は以下のURLからご確認ください。

<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/elect2b.html>

●パスポートのお取り扱い

最近、居留証の切替申請に際し、出入国管理局よりパスポートが破損していることにより申請を拒否されるケースが増えています。この場合、パスポートを新たに切り替える



パスポート、各種証明・届出、在外選挙に関するお手続き前には、必ず領事館HPをご確認ください。

こととなります。

パスポートの破損・紛失・盗難を防止するためにも、お取り扱いにはくれぐれも注意して下さい。

※ページが破れている、落書きがある等、軽微な損傷の場合でも申請を拒否されるケースがあります。

●在上海日本国総領事館の連絡先

■在上海日本国総領事館・広報文化センター

住所: 上海市万山路8号

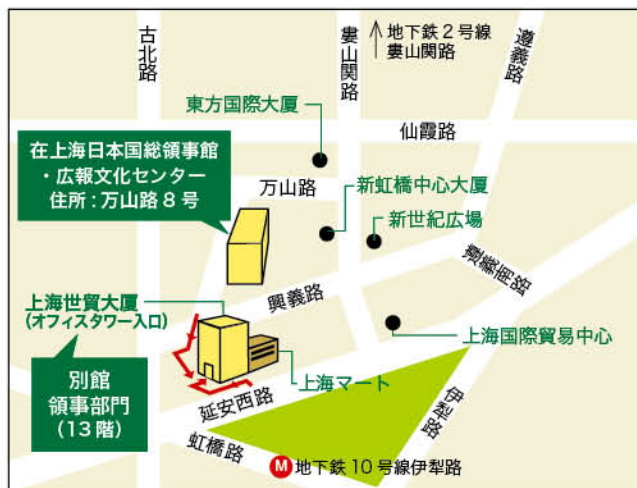
電話: 021-5257-4766(代表)

※夜間・休日の緊急連絡先事務所は内線「0」

■在上海日本国総領事館 別館 領事部門

住所: 上海市延安西路2299号

上海世貿大廈(上海マートタワー)13階



事務局便り

2017年からお昼にお弁当を持参しています。最初は、体調が悪いので、外食は控えようという理由でした。ただ、料理といえば、加工食品を買ってきて、レンチン、野菜スティックを食べる程度でしたので、続か不安でしたが、手作りスタートしました。最初は、3つの料理を作るのに2時間もかかり、分からない事ばかりでしたが、4年間作ってきました。お弁当がおいしいと思うのは、食べたいものを作り、次の日に食べられることです。作りたては美味しいですが、時間が経ったらより美味しくなる料理もあります。ひとり暮らしでは料理を作ると一度で食べきれないから飽きてしまうかもしれません。私も夕飯で食べた料理を次の日のお弁当に持って行くこともよくあります。そういう場合は、スパイスや調味料を少し追加することでまた美味しく食べることができます。自分のためのお弁当を準備するのは中々難しいですが、お弁当作りオススメです。(常松)